一般社団法人滋賀県卓球協会規約

（名　称）
第１条 この協会は、一般社団法人滋賀県卓球協会(以下「協会」)という。
（目　的）
第２条 協会は定款に基づき、滋賀県における卓球の推進主体となり、その普及発展、技術の向上、スポーツ精神の育成、健全な人間形成ならびに会員相互の融和を図ることを目的とする。
（事業所）
第３条 協会に事務所を設ける。
２ 事務所の所在地は別に定める。
（事　業）
第４条 協会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
（１）滋賀県卓球界を代表して(公財)日本卓球協会、近畿卓球協会ならびに滋賀県体育協会に加入すること。
（２）(公財)日本卓球協会および近畿卓球協会が主催する大会等に役員、選手を派遣すること。
（３）協会主催の卓球大会の開催ならびに各種卓球大会等の後援に関すること。
（４）選手の強化に関すること。
（５）卓球に関する普及指導および講習会等を開催すること。
（６）卓球関係功労者の表彰に関すること。
（７）その他協会の目的を達成するため必要な事業を行うこと。
（組　織）
第５条 協会は、次の会員をもって組織する。
（１）団体会員
（２）個人会員
（会　員）
第６条 会員は、次の各号の１に該当するものであって、協会に登録したものとする。
（１）団体会員は、５名以上をもって組織する滋賀県内の各実業団、クラブ組織、大学の各学部、各高等学校、および各中学校とする。
（２）個人会員は、滋賀県内の在住者および在勤者とする。
（登　録）
第７条　団体会員は、その所属毎に、個人会員は、個人毎に登録すると同時に（公財）日本卓球協会に登録しなければならないものとし、登録内容に変更が生じたときは、その都度届け出るものとする。ただし、二重登録は認めない。
（卓球大会の出場制限）
第８条 協会の会員でない者は、別に定める場合を除き協会が主催する卓球大会等に出場することを認めない。
ただし、上級機関の主催する卓球大会の予選会の出場資格については、協会の会員の如何に関わらずその上級機関の定めるところによるものとする。
（役　員）
第９条 協会に次の役員をおく。
（１）会　長　　１名
（２）副会長　　４名以内
（３）理事長　　１名
（４）副理事長　　９名以内
（５）常任理事　　２０名程度
（６）理　事　　３０名程度
（７）監　事　　２名
（役員の任務）
第１０条 役員の任務は次のとおりとする。
（１）会長は、協会の会務を総括し、協会を代表する。
（２）副会長は、会長を補佐し、会長に 事故があるときは、その職務を代理する。
（３）理事長は、会長の指揮を受け会務を総括執行する。
（４）副理事長は、理事長を補佐し、理事長に 事故があるときは、その職務を代理する。
（５）常任理事は、会務の執行にあたる。
（６）理事は、会務を審議する。
（７）監事は、協会の会計を監査し、総会にその結果を報告する。
（役員の選任）
第１１条 役員の選任は、次のとおりとする。
（１）会長および副会長は、総会で推挙する。
（２）理事長、副理事長および常任理事は、総会において選任する。
ただし、会長指名の常任理事をおくことができる。
（３）理事および監事は、総会において選任する。

（役員の任期）
第１２条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２ 任期の途中で推挙または選任された役員の任期は、残任期間とする。
（諮問機関）
第１３条 協会に名誉会長・顧問および参与をおくことができる。
２ 名誉会長・顧問および参与は、理事会の議を経て会長が委嘱するものとし、主要な会務に関し、会長の諮問にこたえる。
（会　議）
第１４条 協会に次の会議をおく。
（１）総　会
（２）理事会
（３）常任理事会
２ 前項の会議は会長が招集する。
（総　会）
第１５条 総会は、協会の最高の議決機関であって、会長以下全役員および各登録単位の代表者によって構成する。
２ 総会は、役員の改選、決算の承認および予算、事業計画の決定、規約の改廃、その他重要事項について審議決定する。
（総会以外の会議）
第１６条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であって、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事および理事をもって構成し、協会業務の執行事項について審議決定する。
２ 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長および常任理事をもって構成し、業務執行の具体的事項について審議決定する。
（専門委員会）
第１７条 協会に専門委員会をおく。
２ 専門委員会に関し必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。
（議事の決定）
第１８条 各会議の議決は、出席役員の過半数の同意により決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
（事務局）
第１９条 協会に事務局を設置する。
２ 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（経費）
第２０条 協会の経費は、加盟金、参加料、補助金、委託金、交付金、寄付金、及びその他の収入をもってあてる。
（加盟金）
第２１条 加盟金の額は、理事会において別に定める。
２ 会員は、登録と同時に加盟金を納入しなければならない。
３ 既納の加盟金は、理由の如何に関わらずこれを返還しない。
（参加料）
第２２条 協会が主催する卓球大会等は、参加料を徴収する。
２ 参加料の額は、理事会において別に定める。
（特別経費）
第２３条 協会が特に経費を必要とするときは、理事会の議決を経て会員から納入させることができる。
（会計年度）
第２４条 協会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。
（慶弔見舞）
第２５条 役員等に対する慶弔見舞の制度を設け、その細部については理事会において別に定める。
（細則）
第２６条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　則　本規約は、昭和５５年４月　１日施行
平成　６年４月　２日一部改正
平成１０年４月１９日一部改正
平成１４年４月１４日一部改正
平成１７年４月１０日一部改正
平成３０年４月１５日一部改正
令和　３年４月　１日一部改正